

国民健康保険と
老人保健に
加入の皆様へ

70歳未満の国保加入者の
高額療養費の支給方法が
一部変わります

現在、医療費の自己負担が高額になったとき、定められた限度額（注1）を超えた分は、申請の後、高額療養費として支給されます。この支給について、4月1日から、入院時の一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は所得によって異なりますので、あらかじめ役場で申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。（外来や複数の医療機関への支払で限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受ける形になります。）

■問い合わせ／医療保険課
77-5502

自己負担限度額（注1）

区分	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



※1 上位所得者 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯で適用が4回以上あった場合の限度額です。

～こんなときは、役場に届出が必要です～

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国保加入者	老人保健加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・保険証・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名が変わったとき	保険証	医療受給者証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	社会保険を脱退した証明書
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	医療受給者証・社会保険証
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	医療受給者証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	医療受給者証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態になったとき（老人保健への変更手続）	年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	
交通事故など第三者から傷害を受け保険証・医療受給者証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	医療受給者証・交通事故の場合事故証明
保険証・医療受給者証を紛失したとき	自分の身分を証明するもの	自分の身分を証明するもの

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。